

令和5年 第6回香芝市教育委員会会議（6月定例）会議録

日 時 令和5年6月28日(水)
午前10時00分より
場 所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委 員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委 員 三岡 正美
委 員 關野 英明
委 員 山田 綾子

〔事務局〕

教育部長 澤 和七
まなび推進局長 津崎 弘美
教育総務課長 玉村 晃章
保健給食課長 土佐 潔孝
学校教育課長 陀安 龍也
学校支援室長 中里 倫
こども課長 山内 隆弘
生涯学習課長 柳原 訓
文化財課長 奥田 昇
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 木原 健次

- 日程1 定足数の確認
日程2 開会の宣言

教育長 出席者が定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回香芝市教育委員会
会議（6月定例）を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切
りになるか、またはマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第
6条により、写真録音等が禁止されていますのでよろしく願いいたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、關野委員と三岡委員をお願いいたします。

- 日程4 諸報告について

教育長

それでは日程に基づきまして、諸報告として私から報告させていただきます。

5月23日から6月27日までの報告です。大変たくさんございますので、特に主立ったところ、普段ないところをご報告させていただきます。

5月24日（水）、学校運営協議会連絡会がございました。各学校の代表者に集まっていたいただき、年2回開催させていただくようになっております。

同じくこの日の午後、第32回香芝市人権教育研究会総会が香芝北中学校で行われました。4年ぶりの総会で、香芝市内の全教職員が参加いたしました。

5月25日（木）、毎月行っていますニコニコあいさつ運動。五位堂小学校・幼稚園の方に行かせていただいております。

その日から学力向上ヒアリングを行いました。6日間に分けて、14小・中学校の校長先生・教頭先生に来ていただきましてヒアリングを行いました。

5月26日（金）、奈良教育大学、前田副学長、山内准教授が来庁され、算数科・国語科・道徳科の研修ということで4校の先生方が研修に参加しております。これは自主的に参加していただくという形で募りました。

5月29日（月）、令和5年度奈良県市町村教育委員会連合会会議。やまと郡山城ホールで行われ、田中委員とともに出席させていただいております。

そして、今回は生涯学習課の行事もたくさん入っております。5月25日（木）、公民館運営審議会。5月26日（金）、社会教育委員会会議。5月31日（水）、青少年健全育成協議会。

それから、6月2日（金）、第1回教科用図書選定委員会。選定委員の委嘱を行い、大学教授2名、そして前香芝市PTA協議会の会長、学校関係者2名、計5名で組織を立ち上げました。

6月8日（木）から令和5年第3回香芝市議会定例会が開催されております。

6月10日（土）、11日（日）、香芝市立中学校総合体育大会が開催されました。10日は4中学校の各競技会場に行かせていただきました。大変たくさんの方々の生徒たちの普段の頑張りをしっかりと見ることが出来ました。11日は雨でしたので日程変更がございましたが、陸上競技は予定通り開催されましたので橿原陸上競技場に行かせていただきました。ここでは大会役員等の関係で奈良県全体にて競技を行いました。奈良県の生徒が一堂に会し、県下の生徒とともに香芝市4中学の生徒たちとともに頑張っておりました。

6月12日（月）、小・中学校校長会でございましたが、議会のために欠席しております。ただ、休憩時間に少しだけ校長会の方に行かせていただいております。今回の校長会は三岡委員にご同席いただいております。

同じく12日の夕方、教科書調査員打ち合わせ会。今年度は先ほどありましたように、奈良県の小学校の教科書採択の年になっております。この打ち合わせ会は10校の小学校の先生方24名に参加していただきまして、12教科に分かれ、これからの調査の打ち合わせ、教科書についてのご判断という形で集まっております。

6月13日（火）、庁舎見学ということで関屋小学校の3年生の子どもたちが来庁しました。私の部屋にも入っていただきました。そして、市長のお部屋にも入って市長のお話も聞いたようです。議場、屋上等も見学しております。

6月23日（金）、25日が日曜日でしたので、23日にニコニコあいさつ運動で関屋小学校・幼稚園に行かせていただいております。

6月27日（火）、第3回香芝市議会定例会本会議。

同じく27日（火）、学校支援室が中心となり「アドバイザー訪問」を行っておりますが、その日は私も午後から鎌田小学校に参加させていただいております。

6月は多くの来庁者があり、学校からの庁舎見学があり、いろいろ人と交わる機会

が多かった月でございます。諸報告は以上でございます。

教育長 只今の報告につきまして、ご質問等はございませんか。

教育長 他にご質問等がないようですので、日程5に進みたいと思います。

日程5 (1) 議第22号「令和5年度香芝市幼稚園医の委嘱について」

教育長 案件(1)議第22号「令和5年度香芝市幼稚園医の委嘱について」を事務局より説明をお願いします。
保健給食課長。

保健給食課長 失礼いたします。ただいま提案になりました議第22号につきまして、提案理由説明を申し上げます。

本案は現在の旭ヶ丘幼稚園医の辞職に伴いまして、新たな園医の委嘱を行うものでございます。3月29日に開催されました令和5年第3回香芝市教育委員会会議において、令和5年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について、原案可決いただきましたところ、旭ヶ丘幼稚園医である藤田正之氏より、一身上の都合により6月末をもって幼稚園医の職を辞する旨の申し出がございました。これに伴い、香芝市医師会を通じて「かわしま内科・外科・こどもクリニック」の川嶋知愛紀氏に後任について打診し、承諾をいただいております。以上のことから、学校保健安全法第23条第1項及び同第3項並びに香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第13号の規定に基づき、令和5年7月1日付けで川嶋知愛紀氏に旭ヶ丘幼稚園医を委嘱するものでございます。

何卒慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

教育長 本案につきまして、ご異議がないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5 (2) 承第9号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」

教育長 続きまして、案件(2)承第9号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明お願いいたします。
生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼します。ただいま提案になりました、承第9号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」の提案理由の説明をさせていただきます。

香芝市社会教育委員に関する条例第2条の規定による社会教育委員の委嘱につきまして、その職務の遂行において緊急やむを得ないことから、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により臨時代理にて執り行いましたので、同項の規定に基づき報告させていただき、承認を賜りたいと存じます。

内容といたしましては、社会教育関係者として、香芝市公民館運営審議会会長能見直秀様に委嘱の臨時代理処分を行ったものです。なお、今期の社会教育委員につ

きましては、今回をもちまして予定しておりました12名の方の委嘱を完了いたします。

何卒慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等がございますか。

教育長 本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

日程5（3） 議第23号「香芝市スポーツ推進委員の委嘱について」

教育長 続きまして、案件（3）議第23号「香芝市スポーツ推進委員の委嘱について」を事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼します。ただいま提案になりました議第23号「香芝市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由説明をさせていただきます。

本案は、スポーツ基本法第32条第1項により市町村の教育委員会が委嘱するものと規定されておりますスポーツ推進委員につきまして、香芝市スポーツ推進委員に関する規則第4条により、任期は2年とするものと規定されており、現委員が令和5年6月30日で任期満了となりますことから、あらためて別紙の通り13名の委員の委嘱につきまして議決を求めるものでございます。

何卒慎重審議の上、原案可決賜りますようお願いを申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等がございますか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5（4） 議第24号「香芝市史編さん委員会委員の委嘱について」

教育長 続きまして、案件（4）議第24号「香芝市史編さん委員会委員の委嘱について」を事務局より説明をお願いいたします。

文化財課長。

文化財課長 はい。失礼します。ただいま提案になりました議第24号「香芝市史編さん委員会委員の委嘱について」提案理由を説明させていただきます。議案書は6ページから7ページ、参考資料は3ページから5ページになります。

本案は、令和5年4月1日に施行されました香芝市史編さん委員会条例の第4条第1項第3号の規定に基づき、新たに委員の委嘱を行うものです。第3号は「その他教育委員会が必要と認めるもの」となっており、今回は広く市民の中から、本事業に興味関心のある方を募集いたしました。選考の結果、後藤孝典様、寺内興乗様のお2人を選出いたしました。

何卒慎重審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等がございますか。
田中委員。

田中委員 　　すいません。前回でしたか前々回でしたか、市史編さん委員会の中に、市民の方を公募でというふうにお話をお伺いしました。今回公募いただいた方の中から2名をお選びいただいたということだと思いますが、実際何人の方が応募されたのか、少しお聞かせ願いたいなというふうに思います。

教育長 　　文化財課長。

文化財課長 　　はい。失礼します。4名の方から応募いただいております。以上です。

教育長 　　田中委員。

田中委員 　　自分の地元の歴史に興味を持ち、応募していただくというのは編さんする上で、非常にありがたいことかなというふうに思います。今回は2名の方となりましたけれども、残りの2名の方も含めまして、編さんが進んでいく中でいろいろなアイディアとか資料等いただけるようであれば、また非常にありがたいなというふうに思います。応募していただいた4名の方には大変ありがたいと思いますので、お礼申し上げます。以上です。

教育長 　　他にございませんか。
三岡委員。

三岡委員 　　失礼いたします。今回公募という形で2名の方がお決まりになられるということなんですけれども、任期が2年ということで再任は妨げない。公募の方々がまた再任してくださるってなった場合はそのまま継続なんですけれども、もう退かれるとなった場合、公募枠は常に2名を設けて、欠員ができた場合はまた公募をされるという理解でよろしいでしょうか。

教育長 　　文化財課長。

文化財課長 　　はい。長期にわたる事業ですので、他の委員さんの中でも年齢等もございますので、辞退ということになりましたときには、公募の方を増やす可能性もあるかなとは思いますが。以上です。

教育長 　　他にご質問等ございませんか。
關野委員。

關野委員 　　はい。4名の方が応募されたということなんですけれども、どういう観点で選考されたのか、選考の状況をお聞きしたいんですがよろしいですか。

教育長 　　文化財課長。

文化財課長 　　募集の方は、「広報かしばお知らせ版5月号」および、市のホームページにて、5月8日から6月4日まで募集させていただきました。審査につきましては、前回の第5回教育委員会会議で委員に委嘱していただきました識見を有する方に審査をご依頼

いたしました。審査内容および方法ですが、応募者の方には応募用紙とレポートで「私が伝えたい香芝の歴史」をテーマに提出いただきましたが、その両方を匿名の状態にしまして、審査員の方にお渡ししまして、総合的に審査いただきまして、審査員の合計点数の平均が6割以上で、最も高かった上位の2名の方を選出したという経過になります。以上です。

教育長 他にご意見ご質問等はございませんか。

教育長 本案につきましてご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5 (5) 請願第1号「請願書の提出について」

教育長 続きまして、案件(5)請願第1号「請願書の提出について」ですが、6月8日付で請願書の提出がありましたので委員の皆さんに審議していただきたいと思っております。内容につきましては、関屋小学校の高山台グラウンドへの移転、鎌田小学校、志都美小学校の他校への統合等「香芝市学校施設の再編等に関する基本方針」(計画)を決めたとする香芝市教育委員会での口頭陳述と「公開された教育委員会での更なる議論」を請願されております。請願趣旨につきましては、配付の請願書のとおりでございます。なお、請願者は、陳述の機会を求められていることから本日お越しいただいていることを申し添えます。趣旨、請願内容について不明な点があれば、香芝市教育委員会請願等処理規則第5条により、請願者に対し直接趣旨を述べていただくことができます。趣旨、請願内容について何かご意見等はございますか。

田中委員。

田中委員 はい。この請願書の内容を私なりに深く読ませていただきました。その中で少し請願の内容そのものがどういうことなのか理解できないところがあります。ここに書いておられる内容を読ませていただいた時に、果たして教育委員会が所管する内容だろうかというふうに感じられる部分がいくつかあります。どちらかというとなんか意見書と言いますか、少し戸惑っているのも事実です。

教育長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。
關野委員。

關野委員 はい。私も請願書を読みましたが、最初の部分、口頭陳述とか議論を要請するとかそういうところはわかります。あと請願の趣旨のところ、1からたくさんありましたけれども、ちょっと理解し難いところもあります。文面だけですので行間の意味がちゃんと伝わってないケースもあるかもしれませんので、ちょっとどういう趣旨かというのをお聞きしたいというふうに思います。

教育長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。
三岡委員。

三岡委員 私も田中委員と關野委員と同意見なんですけれども、読ませていただきまして、特に後半の方に関しましては教育委員会の管轄外の市長部局のことも入っておりますので、ちょっと理解しかねる部分も若干ございます。もう少し詳しくご説明いただく

ということも必要ではないかなと考えております。

教育長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。
山田委員。

山田委員 私も請願書読ませていただいて、皆様と同じ意見で、ちょっと趣旨が不明な点が多いので、その点聞かせていただけたらなと思います。

教育長 ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

教育長 そうしましたら今4名の委員さんのご意見をお伺いしまして、趣旨、請願内容が不十分だと思われるので、請願者に直接、趣旨、請願内容を述べていただきたいと思いますがご異議はございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、請願者に趣旨、請願内容を述べていただきます。請願者の方は、前へお越しください。

教育長 暫時休憩いたします。

（ 10時31分 休憩開始 ）

（ 10時34分 休憩終了 ）

教育長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

教育長 香芝市教育委員会会議規則第21条により、5分以内で、請願内容、趣旨説明をお願いいたします。

請願者 こういう場で請願の口頭陳述の機会をいただき本当にありがたいです。嬉しいです。私10年前にも請願させてもらって、口頭陳述をさせていただいたことがあるんです。粕田保教育委員長さんの時代です。

それで今日10数ページにわたっての資料を使って本当は説明したかったんですが、5分というのはちょっとあまりにも短い時間ですので、教育委員の皆さん方がこの時点がというのがちょっとよくわからないので、絞ってということが出来ないで・・・。

教育長 暫時休憩させていただきます。

（ 10時35分 休憩開始 ）

（ 10時36分 休憩終了 ）

教育長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願者 この趣旨なんですけど、趣旨というのが1番から9番まであります。一つはですね、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針を決めたこの会議の中に、議会の福祉教育委員会とか本会議に提案されたこの提案の中の関屋小学校に関しては土砂災害警戒区域であると、それから鎌田小学校や志都美小学校の場合は小規模校やというようなことでこの理由があるんですが、関屋小学校に関して、土砂災害警戒

区域が教育委員の皆さん方がどの程度ですね、本当にその状況、平成28年にこれが指定された時に、どういう状況であったかというのが、これは指定される時には県と市が協議しなきゃならんというのが、土砂災害の防止法等で決められておまして、当時の荒井知事が吉田市長に対して、「意見ありませんか」って言った時に、「何ら意見ありません」という回答がなされています。資料4ページ。これ指定される時は、自治会としては「これは危ない」やったら、「小学校が危ない」やったら、本当にそれをまず危ないことをなくしていく。要するに堰堤とか砂防ダムを作って、防止対策をやればいんじゃないかということ述べて、県は早速工事に取りかかる、計画してみる、というようなお話をもらっていたもので、それがその後どうなったかということ、昨年の3月議会でこの問題が出たときに私たちは、奈良県の高田土木事務所に来ていただいて、いろいろ話し合いました。その中では、資料の9ページにあるんですが、だいたいその山が去年から今年にかけてだいたい買収が終わっていくと、買収が終わった段階で6年から工事を始めるということが申し述べられました。この間も、実際山に土木の人と一緒に入ったんですが、その時も堰堤が26～27メートル、高さ7メートルぐらいのを作ると再度そうおっしゃってありました。僕らもはじめ山全体を見ていたんですが、そうじゃなしに関屋小学校の指定されているところは、この高田土木の資料を見てもですね「その1」というところにあるんですが、たった流域面積が0.09平方キロメートルなんです。要するに0.1平方キロメートルという狭い、流域面積は要するに、この山の尾根から尾根、こういうような一つの、雨が降っても限られていますよね。雨が流れてくるのは、たったね、そういう狭い範囲の、本当に狭い範囲での川。本当に川というほどの川ではないんです。ここね、大阪商業大学が大学を作るという時に、流れたらいかんというようなことで、そこちょっとコンクリートのですね、あるんですけどね。

教育長 暫時休憩させていただきます。

(10時40分 休憩開始)

(10時42分 休憩終了)

教育長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願者 ちょっと趣旨という点が件名とごっちゃになってややこしかったんですが、私の一番言いたいのは、この教育委員会が再編計画を本当に議論をしてくれたのかなあというような疑問があるんです。どのような議論されたかということを開示請求したときに、「行政文書が不存在」という通知を受けたんです。これが一番のびっくりですね。だから、この教育委員会の中でこのように学校が統廃合されたり、移転して、地元の皆さん方が子どもを含めて非常にびっくりして、「僕たちの学校がなくなっていく、私たちは遠いところまで歩いていかなあかん」というような状況の中で、要するに、この教育委員会の教育委員の皆さん方が、議論された文書がないという驚くべき通知を受けたので、こういう土砂災害警戒区域のこととか小規模校の実態の問題含めてさらなる議論をもっともっと積み重ねて行って欲しいなというのが一番の願いであるわけです。すいません。もっと言いたいんですが、もう少し時間あるようやったらもうちょっと本当は言いたかったんですけど。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問等はございませんか。
田中委員。

田中委員 この部分の中で、件名の内容そのものが、請願ではないのかなというふうに私自身読み取っておりました。その中で口頭陳述のご希望と、あともう一つは公開された

教育委員会議でのさらなる議論ということで、この2点かなというふうに私自身感じておりました。

正直言いまして、決して教育委員会だけで学校の移転が決められるわけでもないですし、方針という形は確かに教育委員会会議の中でお示しさせてもらいましたけれども、決してその通りに結論が出来るわけでもないですし、私自身は、これからいろんなことを、いろんな方を交えた中で、積み重ねていった中で、当然の如く計画の変更であったりとかも含めて進めていくべきものだと私自身は思っています。今ちょっとそういうその部分は私の個人的な見解なんですけれども。

今お話をいただいた内容からすると、ちょっと私としてはまだ請願の趣旨、請願の内容そのものっていうのも多少聞き取りきれないような気がします。

教育長 他にご意見等はございませんか。
關野委員。

關野委員 はい。今、趣旨を聞かせていただいたんですけども。この請願書の1から6くらいまであるんですけども、今までの流れってというのが現れていると思うんです。我々こういうふうな計画が出たときに、本当に真剣に議論しています。しっかり考えてやっています。常に生徒のことを考えながら、子どものことを考えながらやっています。安全、安心を目指してね。ところが7とか8とか、これはどういう意図で入っているのかなって疑問がありまして。だから、教育委員会とは別のことなんかという感じがしました。今の話の中で、学校の移転とか、編成という部分についてはいろんなところで十分議論してきた。「どういう点で十分議論したのか」という疑問と、「さらなる会議を要請したい」というのが出てきたかっていう部分が、ちょっと私まだピンときてないんです。

教育長 ありがとうございます。
他にご意見等はございませんか。
三岡委員。

三岡委員 私も他の委員さん方と同意見で、なかなかこれを的確にどう申し上げたらいいのかちょっと悩むところもございますけれども、やはり私たち常に、まず「子どもたちのためにどういった形がいいのか」ということを一番大切にこれまでも考えてきて議論して参りました。もちろん議会に提出するにあたって、私たち議論してきましたし、また、この会議の中以外でも事あるごとに、私たち顔を合わすたびに、様々な意見交換をして考えてきたつもりです。あとちょっと市長部局の管轄のことも記載して下さっておりまして、そのあたりはちょっと私どもの範疇ではないと申し上げたらあれなんですけれども、ちょっとこちらの方からご意見を出すべきものでもないと思います。

教育長 ありがとうございます。
他にご意見等はございませんか。
山田委員。

山田委員 私、子どもが関屋小学校におりまして、関屋小学校の子どもたちともたくさんお話するんですけども、本当に教育委員の皆さん、関屋小学校のことをすごく考えてくださっています。そんないい加減な会議はしていませんし、すごく本当に考えてくださっています。私もこの請願書を見させていただいた時に、「ちょっと先走りしているのかな」というところと、「何の話かな」というところ、が見受けられました。皆さんがおっしゃっているように教育委員会の管轄ではないところがあると思われるので、

もう少し掘り下げるといふか、精査していただけたら、もう少しわかりやすくなるように思いました。

教育長 請願者の方、どうぞ。

請願者 はい。ありがとうございます。非常に請願、趣旨がわかりにくいということで、私の方から言いますと逆に、この3月議会で提案する学校再編の方針を2月の教育委員会会議でやられている。ところがその会議は秘密会やということで、關野委員さんも熱心に議論したとおっしゃる、その熱心に議論したという中身がわからないんです。ホームページを見ても出てこないんです。情報開示しても議事録はないということで示してもらえない。その熱心さが私たち市民には伝わってこないんです。それで、なぜそういうことになったんかなっていろいろ聞いたり、情報開示してみますと、これが香芝市の公有財産有効活用検討会議で、関屋小学校の移転に関することや、鎌田小学校や志都美小学校の統廃合がこの会議の中で決まっているんです。それが、教育委員会の事務局である澤部長をはじめ、議長さんとかいろんな人が会議されている。

教育長 請願者の方、よろしいですか。

教育長 暫時休憩します。

(10時55分 休憩開始)

(10時56分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開いたします。

教育長 請願者の方からの請願の説明を受けました。そして委員さんのご意見をお伺いしました。その中で教育委員会と関係のない内容が含まれていますので、請願書の訂正について了解をしていただけますか。

請願者 はい。ちょっと頭が混乱しております。口頭陳述というのをまずさせていただく。その中身としてはこういう、今日出させていただいた資料をもう少し中身を話させていたきたいなど。そういう中で、教育委員の皆さん方が本当に香芝の子どもや、地域づくりを含めているんなこと考えていただいている、そういうような思いを私たちに示していただけたらということはこの公開の教育委員会議事録として残るような形でぜひお願いしたいということと、私もそういう意味では、請願書をもう一度正して訂正の訂正いうんか、その辺を中心とした請願書を提出するということで了解します。

教育長 ありがとうございます。請願者の方は、傍聴席にお戻りください。

教育長 暫時休憩いたします。

(10時58分 休憩開始)

(11時00分 休憩終了)

教育長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

教育長 本案件は継続審議とし、次回の教育委員会会議に審議することでご異議はないでしょうか。
田中委員。

田中委員 ちよつと念のため確認をしておきたいんですが、一旦この場では、この請願書を請願者の方にお戻しして、新たにもう一度きちんと請願書を提出していただくという形で継続審議という形をとるということでよろしいですか。そこだけこの会議で確認したいと思います。

教育長 わかりました。委員さんそれでよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。それでは、請願者の方には訂正していただきまして継続という形をとらせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長 それでは他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 ご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 それでは本案件は継続審議とすることといたします。

日程5 追加案件(1) 諮第4号「教育財産の管理に関する協議について」

教育長 本日、追加議案が提出されておりますが、ここで案件の日程に追加し審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、議案を追加し審議することといたします。

教育長 追加案件(1) 諮第4号「教育財産の管理に関する協議について」を事務局より説明をお願いします。
生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼します。ただいま提案になりました諮第4号「教育財産の管理に関する協議について」の提案理由の説明をさせていただきます。参考資料も併せてご覧いただきたいと思います。

本案は、教育委員会が管理する香芝市文化施設に関しまして、地方自治法第238条の2第1項の規定に基づき、香芝市長より協議の求めがありましたので、委員会の意見を求めるものでございます。

主な内容は、本市において公共施設の老朽化等の課題に対しまして、将来にわたり、住民のニーズに適切に対応し、かつ安定した行政サービスを提供するために、香芝市を含め近隣8市町で構成する広域連携での公共施設の相互利用に関して、課題の把握及び解決方法の検証を目的として、別紙協定書(案)のとおり、協定を締結し、共同で実証実験を行うものでございます。実施期間は、本年10月1日より令和6年3月31日までを予定しております。

何卒慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。
山田委員。

山田委員 失礼します。近隣の市町村と提携して相互利用が可能となること私はすごく個人的にいいなと思うんですけども、相互利用するきっかけになったものって何かあるんでしょうか。お願いします。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい、お答えします。きっかけといますか目的のところでお話させていただくんですけども、先ほども言いましたように各市町ともに、施設の管理運営に関しましては、財政の問題等々でいろいろな問題を抱えておられるところがございます。しかしながら今後先ほど言いましたように安定した行政サービスを提供していくために、「公共施設に関して広域連携を行うもの」というところで、今後の相互利用の促進をすることで適切な維持保全につなげるというところの目的で行っておるところでございます。以上です。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんか。
三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。何点かお伺いしたいんですけども、香芝市ではモナミホールが無くなった後どうしても大きなホールが必要な場合は、近隣のホールをお借りしていると思うんですけども、今現在の他市町村のホールの香芝市民の利用状況などがわかりましたら、おおまかで結構ですでお聞かせいただきたいと思います。あと、例えば、ふたかみ文化センターの市民ホールの稼働率ですね、そういったものを今わかればお聞きかせ願いたいと思います。

あと今回、ふたかみ文化センターだけが対象施設に挙げられていますけれども、香芝市総合体育館の利用希望っていうのはこの協定では声が上がらなかったのでしょうか。その辺りお願いいたします。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。失礼します。先ほど説明の中には入れなかったんですけども、実は今回、実証実験は2回目ということになりまして、第1回目の実証実験を令和4年の10月1日から令和5年3月31日に行っております。その結果から申し上げますと、香芝市民の方の近隣市町の施設利用状況につきまして、上牧町の施設を使われているという結果が出ております。半年間で件数といたしましては、香芝市民の方が他市町の施設を使われたのが47件でありまして、他市町の方が市民ホールを使われたというところは前回の使用実験の中ではございませんでした。

続きまして、令和4年度の市民ホールの稼働率ですけども、平均稼働率が55.3%でございます。体育施設ですけども平均稼働率が78.8%。体育館のサブフロアにつきましては86%、北部地域体育館68%という結果となっております。この稼働率を含めまして、体育館の総合体育館のフロアにつきましては、現在のところ市民の方の利用で十分80%を超えておりますので、市外の方の利用を受け入れますと市内の方の利用に少し支障が出るというところがございます。

変わって、市民ホールの方はコロナの関係もありますけれども、令和4年度の稼働率につきましては55.3%、この辺の稼働率を含めまして、現在、相互利用の対象施設としてふたかみ文化センターの市民ホールのみとしております。以上でございます。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

關野委員。

關野委員

実験の結果について、香芝市民の方が他の市町を利用するのが47件、他の市町村から使うのは0件というふうにお聞きしました。なぜそういう結果なのか、市民ホールが市民にとって使いづらいのか、その辺も検討された方が良いような気はします。

それと、8市町村で利用していったときに、必要な時期は集中すると思うので、香芝市民の方がホールなどを利用したいという場合に他市町からの利用があり、市民の方が「今度は行事はやめな仕方ないな」という我慢するような状況が発生しないように考えないかと思えます。

それと、私も気になっていたんですけども、中学校で合唱とか演奏がありますね。さざんかホールを使っているケースもありますね。どうして香芝内の施設を使えないのかなど。やっぱり市民の方が自由に使えるように、自分を発表できるような場をしっかり作ってあげるのが大事だと、そういうふうには思います。以上です。

教育長

まなび推進局長。

まなび推進局長

はい。失礼いたします。市民ホールの利用率が低いというところに関しましては、他市町の施設の方も、同規模の施設を皆さん持っていらっしゃると思います。市民ホールを使わずして、自市の施設を利用できるというのも一つの原因かなというふうにも考えておりますし、施設の規模に関しましては、やはりさざんかホールの方が機能がいいということも事実でございます。そういった意味で今ある市民ホールをどう活かしていくかという、これからの課題でもあると考えております。委員おっしゃいますように、香芝市の施設をどうしていくかということと、あと、そこを補っていただくために他市町のホールを貸していただくということで、この実証実験を踏まえて、今後の施設のあり方は考えていったらいいと考えております。ご意見ありがとうございます。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

教育長

本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

日程5(6) その他

教育長

それでは、案件(6)その他として各課より報告があればお願いいたします。

教育長

何かございませんか。
三岡委員。

三岡委員

すいません、報告ではなく質問です。学校施設の再編計画に関する基本方針に関して、今後これからの予定なり進め方に関して、今現在わかっていることがあればお教え願いたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

教育総務課長。

教育総務課長

はい。基本方針の今後の進め方についてご説明申し上げます。
現時点では、教育委員会として考え方、方向性をお示しただけでございます。まずは、仮称ではございますが、検討委員会なるものを立ち上げて、将来の人口推

計や諸課題を抽出するとともに、保護者、地域の方々から意見を聴取するタイミングを含め、進め方について、客観的に検討を行っていただければと考えてございます。その後は、検討結果を踏まえて、次の段階へと進んで参りたいと考えております。以上です。

教育長 三岡委員。

三岡委員 はい。ありがとうございます。検討委員会を立ち上げられるということですが、そこに有識者の方であったり、自治会の方、PTA関係の方が入られると思うんですね。教育委員会がその検討委員会に諮問して、検討委員会に答申を求めるという形になっていくと思うんですが、その検討委員会の答申の内容が、今現在策定いたしました基本計画と食い違ってきた場合、その方針の修正なり変更を行っていくということでしょうか。

議会で議決したことですけれども、その議決を覆すとか、そういったことになる可能性も無きにしもあらずと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 はい。検討委員会の答申については、どのような答申が出るのかまだわかりません。今おっしゃったような、基本方針と食い違うような結果が出た場合には、必ず教育委員会会議にお示しするとともに今後の方針について検討していきたいと考えております。以上です。

教育長 田中委員。

田中委員 私たちいろんな諸問題等について教育委員会で会議をしております。例えば、直近で言いますと耐震基準の変更について。当然、それをそのまま放っておくわけにはいきませんので、基準が変わったことに対して、教育委員会としてはその基準に合致させていくように、いろんな状況を踏まえながら、それは場合によれば補強であったり、補強でいけないのであれば予算を確保して建て直すであったり。今回の場合でしたら、イエローゾーンに指定されたということがきっかけとなって、「果たしてこの場所にあっているのか」という、もともとの議論があったなかで、以前より平均気温が高くなっている、山の上まで登校するなど、いろんな状況を考えると果たしてそこがいいのかという議論もいろいろあると思います。日々そういうことを私たちは、教育委員会の中でも議論していますが、それ以外にもいろんな各課からの報告を受けたりする中で教育長とともに5人で、また別の形で、話をしたり、そういうことを絶えずやりながら、事務局側からいろんな情報をいただいた中でそれもアップデートし、いろんなことを議論していった最終的に「基本方針」というたたき台ですよね。あくまでも方針です。これを要するに一つのフォーマットとし、これをどういう形で実現させていくのかという次のプロセスっていう部分があると思います。

まだ今の時点では、教育委員会のホームページにこの方針を4月3日から掲載させていただいています。その中に見直しのための背景と趣旨っていうのもやはり教育委員会として書かせていただいています。その中で、土砂災害警戒区域に指定されたことは、こちらとしてはきちり明示させてもらった中で、それも含めて、どうしていくのが最善なのか。おそらくベストっていうのはなかなか難しいと思うんです。何事でも。全員が衆目一致するっていうことはほぼ世の中有り得ないことだと思います。その中で一番ベターなのは何かということ。当然近隣の方の意見もお聞きしなければいけないと思います。しかし、教育委員会としては、子どもたちの環境を最優先として、議論して、方向性を決めていって、それを、例えば議会にお示した中で、ここで

決めていって。ただし、それですべてが出来るわけではないんです。予算の問題もあります。議会に提示した場合にいろんなご意見をちょうだいします。そんな中、ホームページにも書いてありますけれども、保護者の方や近隣住民の方の意向を聞いた上で、次の段階で進んで、「じゃあ、はい、聞きました」ってそれでおそらく済まないと思います。それをどうしようかということ、委員会会議の中で、先ほど言いましたように、この場以外のところでもいろんな形の議論をしながら、一つずつ一つずつ少しずつ積み重ねていった中で、一つのたたき台を次の第2案としてもう少し具体的な部分を提出させていただくことになると思います。だから、なかなか市民の皆さんが議事録では見ることの出来ない部分というところの方がどちらかというと私たちの議論の中では大きい部分はあると思います。確かに少し見えにくく、「勝手に決めたんやないか」というような見え方をする状況になることについては申し訳ないとは思っています。議論を進めていく上で、少しずつアップデートがあって初めて一つの基準のところまで達した時点で提示していただいて、それを委員会会議で議論して、「じゃあ、これでいいのか」、私たち委員の中で、また会議の中で、いろんな意見を出して、またそこが修正されて、もう1回出して、絶えずアップデートをしていっています。ですから、もし違う基準がまた起こりましたら、この大前提、今お示ししているホームページに挙がっているこの方針自体が、180度変わることで基準が変われば起こると思います。ですから、あくまでも現時点における一つのたたき台として、皆さんにこれをベースにいろんな議論をしていただくための資料であると私自身そういうふうを感じています。決して、前回の方針が、教育委員会として出したから、このまま5年後に学校が建っているというふうには私は決して思っておりませんし、順繰りにそういう部分っていうのを理解していただければ非常にありがたいなというふうには私自身は思っています。少し教育委員会が独走といいますのか、すべての権限があって、ここで決めればすべて完結するっていうことではないということをご理解いただきたいと思います。そういう点では、皆さんに周知出来ないこちらが悪いのかもしれないけれども、決して勝手にやっていくわけではないということは、市民の皆さんにご理解いただきたいなというふうに思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育長 他にご意見等はございませんか。

教育長 無いようでしたら、他の課からの連絡等がございましたらお願いいたします。
 教育部長。

教育部長 はい。すいません。私の方からは、令和5年6月5日から6月27日までを会期として行われました6月議会についてご報告をさせていただきたいと思います。上程されました議案は10議案でございました。教育委員会の所管する業務としましては、補助執行を行っている真美ヶ丘保育所の工事の請負契約の締結と、地域部活動推進事業と、部活動指導員の報酬等の補正予算を可決いただきました。また、代表質問及び一般質問におきましては、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針について、通学路の安全対策や、消費者として被害に遭わないための教育、小・中学校職員の勤務状況について、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の学校・幼稚園・保育所等での対応について、生涯学習による市民参加型事業について、また、給食費の無償化や悩みを抱える子どもたちへの支援についてなど、10名の質問者中、8名の方から幅広くご質問をいただいたところでございます。以上、簡単ではございますが、6月議会の概要の報告とさせていただきます。

教育長 今の報告につきまして、ご質問等はございませんか。

教育長 よろしいですか。
 他の課から報告等はございませんか。

教育長 それでは、次回の令和5年第7回教育委員会会議は7月26日、水曜日、10時の
 予定でございます。

教育長 それでは、本日の案件はすべて終了しました。これをもちまして令和5年第6回教
 育委員会会議を閉会といたします。

教育長 委員の皆様におかれましては慎重審議ありがとうございました。以上で散会といた
 します。

（ 11時27分 閉会 ）